

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、平成12年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで、同社において1日の空白も無く継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社C支店から同社地方営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 26 日から 42 年 10 月まで
② 昭和 43 年頃から 44 年頃まで
③ 昭和 51 年頃から 53 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 1 月から 61 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB市にあったC社に、申立期間③はD社に、申立期間④は当時、E社の関係会社であったF社に勤務した。申立期間①から④までのそれぞれの期間において、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、所在の確認できた 10 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 3 人は「申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は分からない。」と、残りの 3 人は「申立人を記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は平成 11 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び複数の元従業員が経理担当者として氏名を挙げた事業主の弟は既に死亡しており、賃金台帳及び源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の資格喪失日はオンライン記

録と一致しており、不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C社の元役員の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所検索システム及びオンライン記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C社の元役員（事業主の妻）は、「C社は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。私たち夫婦をはじめ従業員は個人的に国民年金に加入していたと思う。」と回答しているところ、当該夫婦のオンライン記録によると、申立期間②において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が氏名を挙げた元同僚の供述から判断すると、申立人は、D社における厚生年金保険の資格取得日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は平成6年12月9日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間③当時及び全喪時の事業主は既に死亡しており、賃金台帳及び源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る被保険者名簿において、申立人の資格取得日の前後約6年の間に被保険者資格を取得し、所在が確認できた者に自身の入社日について照会したところ、回答のあった6人のうち3人は、入社日と資格取得日に数か月から約3年の未加入期間がある旨回答している上、そのうち1人は、「健康保険証をもらう前から厚生年金保険料が給与から控除されていたということはない。」と供述していることから、当該事業所は、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の資格取得日はオンライン記録と一致しており、不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、F社（後のG社）の元役員及び元同僚の証言によ

り、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所検索システム及びオンライン記録において、F社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年12月1日であり、申立期間④は適用事業所になる前の期間である。

また、F社の元役員（事業主の妻）は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、勤務期間は不明であるが、F社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

一方、申立人は、「F社に勤務し、同社から給与が支給されていた従業員は、関係会社であるE社（現在は、H社）において厚生年金保険に加入する旨の話を聞いたことがある。」と申述し、F社の同僚として7人の氏名を挙げているところ、申立人及び元同僚の供述から確認ができた5人のうち3人とF社の事業主は、E社における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できる。

しかし、E社に係る被保険者名簿において、申立人の資格取得日はオンライン記録と一致しており、上記元同僚のうち残りの二人の氏名は確認できない上、申立人及び当該元同僚二人の申立期間④における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、F社の複数の従業員がE社で厚生年金保険に加入していることについて、上記元役員は、「当時の資料を保存していないことから、厚生年金保険に加入した経緯や保険料の負担については分からない。」と回答している上、H社は、「申立人が昭和61年2月1日に入社したこと以外の当時のことに関する資料は無く、複数の従業員が厚生年金保険に加入した経緯等は分からない。」と回答している。

さらに、E社が加入していたH健康保険組合における申立人の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 12 月 31 日までの期間、A社に勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 2 月 1 日となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、長男が生まれて 1 年もたっていない時期であり、健康保険に加入していないことは考えられず、当然、厚生年金保険にも加入しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務開始時期は特定できないものの、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和 48 年 2 月 12 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る賃金台帳等の存在を確認できないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 47 年 2 月 1 日と記録され、オンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 21 日から 46 年 1 月 21 日まで
私は、勤務中の事故により A 社を休職している間に、申立期間当時、B 社に勤務していた知人の紹介で同社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社の事業を継承している C 社は、「B 社に係る資料が保存されていないため、申立人の在籍、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者期間を有する複数の同僚及び社会保険事務担当者に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が B 社と一緒に勤務していたとする知人についても雇用保険の加入記録は確認できるものの、オンライン記録において同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、当該被保険者名簿に同人の氏名は見当たらない。

加えて、B 社が加入していた C 厚生年金基金において、申立人の申立期間における加入員記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 5 日から 39 年 9 月 23 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 11 月 25 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録において、脱退手当金が昭和 41 年 2 月 18 日に支給された記録になっているが、受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 2 月 18 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「脱退手当金が支給決定されたとする昭和 41 年 2 月当時は出産のため実家に帰省しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だった。」と主張しているが、脱退手当金の受領については、制度上、社会保険事務所（当時）において直接受領する以外に支給決定日から 1 年以内であれば社会保険事務所が指定した銀行又は郵便局で受領が可能であったことから、帰省の事実をもって脱退手当金を受け取れなかったとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。